

※対話の中でいただいた「美浜発電所3号機事故」に関するご意見については、前号の広報（6ページ）に掲載しましたので、その他の原子力関連のご意見を紹介します。

避難道路

整備が予定されている敦賀半島の県道佐田・竹波・敦賀線（馬背峠）のトンネル工事の着手はいつ頃の予定ですか？

用地買収が終われば、今年度から工事に着手し、4～5年で完成する予定です。



トンネル整備が予定されている
県道佐田・竹波・敦賀線（竹波から敦賀への峠道）

なぜ馬背峠をトンネルで抜くことになったのですか？

佐田から丹生までの県道は、現状のままでは大雨などの異常気象時に、通行止めになってしまうおそれがあります。避難道路は、いつでも安全に通行できることが重要です。このため、県では法面の防災対策をこれまでからも実施しています。

馬背峠は、敦賀市側が急勾配でしかもカーブの多い状況です。冬季は積雪や凍結により通行に支障のあるときがあります。

このため、避難道路としては不安がありました。峠のトンネル化によりこの問題が解決されます。新しい路線を整備するべきとの声もありますが、これには多額の費用と長い工期が必要です。また、敦賀市へ通じるとなると敦賀市や地元との協議も必要です。

これらのことから、早急に整備が可能な方法として、採用されました。

発電所の廃炉

美浜発電所の廃炉問題について、これからの考え方を教えてください。

国では、検査の充実や適正な保守点検、機器の取り替え等によって、仮に60年間運転するとしても技術的には安全に運転できると評価されています。ただし、実際に60年間運転するためにはまず町民の理解が必要であると考えています。

いずれにしても、運転を終了した原子力発電所は、最終的には解体撤去されることになっています。茨城県の東海村では、我が国初の原子力発電試験炉（旧日本原子力研究所）が解体実地試験として既に解体撤去されています。敦賀市にある「ふげん」でも、現在、解体撤去に向けた技術開発や研究などの準備が進められています。



関西電力(株)美浜発電所

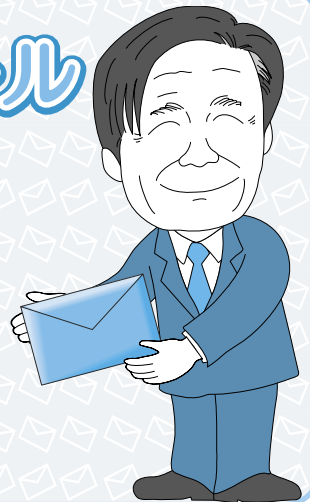
立入調査

町では関西電力(株)に対して、今後も平常時の立入調査を引き続き行つのですか？
また、再発防止対策の実施状況に関わる立入調査についてはどうですか？

平常時の立入調査は引き続き行います。再発防止対策の実施状況に関しては、県と協議して進めていきたいと考えています。

今回のハートフル対話では、貴重なご意見をいただきありがとうございます。皆さんのご意見は、町が進めるさまざまな分野の施策に反映させていきたいと考えています。今後とも「住民と行政との協働のまちづくり」を目指して、まちづくりへの皆さんの積極的なご参加をよろしくお願いします。

治太やんBOX・治太やんメール



町では、町民の皆さんにまちづくりに対してのご意見やご質問などをいただくための窓口としてお手紙でいただく「治太やんBOX」、電子メールでいただく「治太やんメール」を設置しています。

皆さんからお寄せいただいたご意見などは山口町長が必ず読み、回答を送らせていただいています。

「治太やんBOX」は平成11年6月から、「治太やんメール」は平成13年5月から運用しており、平成17年度には、BOXに20件、メールに21件のあわせて41件のご意見やご質問をいただきました。

今回は、昨年度に皆さんからいただいたご意見などの一部を要約して紹介します。

全国各地で児童への悪質な犯罪が多く発生しています。町内の子どもの通学路においても家や人通りが少なく、夕方になると暗く危険な箇所があります。このような道に街路灯を設置していただけないでしょうか。

ご指摘いただいた佐田から太田にかけての道路については、地元区、小学校からも要望をいただいています。町でも現地調査を行い、県へ要望書を提出しました。

その結果、県から年度内に街路灯を設置するとの回答がありましたので、設置までしばらくお待ちいただきますようお願いいたします。

※その後、今年3月から整備工事が始まり、街路灯が設置されました。



整備された街路灯

国道27号の橋トンネルで上りようです。トンネルが崩れたりしないか心配です。

国道を管理する国土交通省によると、平成16年度にトンネル内部に排水管を設置する工事を施工し、設置した排水管が詰まったことにより水漏れが発生していたとのことでした。

現在は、詰まった排水管の改修工事を実施し、水漏れは止まっておりトンネルの安全性に問題はありません。

生ごみ用の袋について、水切りをしても袋から水が漏れてきます。堆肥にするために溶けやすくなっているのだと思いますが、もう少し丈夫にならないでしょうか。

いただいたご意見を参考に生ごみ用の袋を製造業者と調査し、平成17年10月から問題を改善した新しい袋に変更しました。新しい生ごみ用袋は、従来の袋より丈夫になり、使用期限も長くなります。また、買い物袋（手提げ）タイプになり、結びやすく、持ち運びが便利になりました。今後とも、ごみの分別収集にご協力をお願いいたします。

改善された生ごみ袋



町に対するご意見、ご要望をお聞かせください

「治太やんBOX・治太やんメール」は常時受け付けています

治太やんBOX（6か所設置）

- 町役場（1階町民プラザ）
- 保健福祉センター「はあとびあ」（1階ふれあい広場）
- 東部診療所
- 丹生診療所
- 総合体育館
- 中央公民館

治太やんメール

- メールアドレス
jitayan@town.mihama.fukui.jp



治太やんBOX
（町役場）



「治太やんBOX・治太やんメール」を利用される場合、必ず住所と氏名の記入をお願いします。せっかく貴重なご意見をいただいても氏名などが記入されていない場合、町長から具体的な回答をお届けすることができません。

※お問い合わせ先 町企画課（担当・上光）
☎32-6701

美浜発電所の状況



今回の報告では、5月18日から6月16日までの
美浜発電所の状況等についてお知らせします。

美浜1号機

定格熱出力一定運転中

(平成17年12月6日)

美浜2号機

第23回定期検査中

(平成18年3月3日)

5月29日から定期検査の最終段階である調整運転を開始しています。
なお、6月下旬には国の最終検査が行われ、営業運転が再開される予定です。

美浜3号機

第21回定期検査中

(平成16年8月14日)

美浜発電所3号機運転再開了承にあたつて

美浜町長 山口 治太郎

町民の皆様には、日頃より町政運営にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、去る5月10日、関西電力(株)から、「原子力発電所周辺環境の安全確保等に関する協定書(安全協定)」に基づいて、美浜発電所3号機の運転再開に係る協議願いの提出を受けました。

私は、事故後、関西電力(株)の再発防止対策への取り組みを確認するとともに、国の評価や県の安全専門委員会での議論、また、関西電力(株)が社外委員を主として設置した原子力保全改革検証委員会での評価、町議会や原子力環境安全監視委員会での議論、ハートフル対話での町民の皆さんからいただきましたご意見などを踏まえまし

て、総合的な見地から熟考を重ねてきました。

そして、5月24日に西川知事と協議した上で、26日に関西電力(株)に運転再開を了承することを申し伝えました。

顧みますと、3号機配管破損事故は、11人もの死傷者を出すといった、我が国の原子力発電所の事故では最悪の事態となりました。

この事故で命を無くされた5人の方々のご冥福をあらためまして衷心よりお祈り申し上げます。負傷をされた方々には心よりお見舞いを申し上げますとともに一日も早いご快癒をお祈りいたします。

美浜発電所3号機事故では、町にとりまして大きな痛手を被りました。海水浴シーズン真っ只中であつたことから、観光面では、宿泊キャンセルも含めてその影響を直撃的に受けることとなりました。また、これまで原子力発電所との共存を図ってきた町民の皆様へに安全への不安を抱かせたことや原子力政策、行政への不信が高まったことが最も大きなことであると、私は考えております。

この失われたとも言える「原子力発電への安心や信頼」を取り戻すために、国を始めとして、我々町政を預かる者としても、また、関西電力(株)としてもそれぞれに全

力で取り組んで参りましたが、全幅の信頼回復のためには、なおその努力が必要であることは申し上げるまでもありません。

3号機事故では、その原因究明が進められる中で、事故の根本原因は、関西電力(株)の保全体制の不備にありましたが、その背景には関西電力(株)の安全文化のほころびや高経年化問題、放射能を含まない2次系の安全に対する国の関与や定期検査制度のあり方、また、あらためて避難道路整備の重要性が問題として指摘されました。

これらの問題について、国は我々からの要請に対し真摯に応えていただいております。

事故後、町議会と環境安全監視委員会には、精力的な活動とさまざまな観点からのご指導をいただき参りましたが、このほど、それぞれから関西電力(株)の再発防止対策への取り組みは評価できるとの意見をいただきました。

ところが、これらの取り組みを評価するといった結論が出された矢先に、美浜発電所3号機の格納容器内の作業で、作業前の十分な打ち合せを怠つたことなどの初歩的なミスから誤つて微量の放射能を含んだ水を漏らしてしまう事象が発生しました。

この事象については安全上の問題こそなかったものの、再発防止対策に取り組む中で起こつたことから、町としてもこれを重く受け止めて、即刻、厳しく注意し再発



森本原子力事業本部長に
了承を伝える山口町長

事故発生から運転再開了承までの経緯

〈平成16年〉	
8月 9日	・ 事故発生
8月13日	・ 美浜発電所1・2号機停止点検要請
9月27日	・ 中間報告取りまとめ(国) 経済産業大臣が電気事業法に基づく処分と 嚴重注意を行う ・ 技術基準適合命令(一時使用停止) ・ 年度末までに再発防止対策の報告を指示
11月26日	・ 美浜発電所1・2号機運転再開了承
〈平成17年〉	
3月 1日	・ 事故の調査結果と再発防止対策を報告(関電)
3月25日	・ 「再発防止に係る行動計画」を公表(関電)
3月30日	・ 事故最終報告取りまとめ(国)
4月26日	・ 原子力保全改革検証委員会設置(関電)
5月30日	・ 第1回特別な保安検査(～6月17日)(国)
6月 1日	・ 再発防止対策の実施計画を公表(関電)
7月25日	・ 原子力事業本部移転(業務開始)
8月 4日	・ 配管取替等の実施計画書を受理
8月29日	・ 第2回特別な保安検査(～9月16日)(国)
9月 8日	・ 配管取替計画を了承(町・県)
9月 9日	・ 配管取替工事实施(～10月19日)(関電)
11月 9日	・ 取替配管製造時の不適切な取り扱い(刻印打替) が判明(三菱重工)
11月10日	・ 国が技術基準適合確認のため立入調査(～11日)
11月28日	・ 第3回特別な保安検査(～12月16日)(国)
12月 5日	・ 技術基準適合命令(一時使用停止)を解除(国)
〈平成18年〉	
2月15日	・ 関西電力(株)再発防止実施状況(社長レビュー)を報告
2月20日	・ 第4回特別な保安検査(～3月10日)(国)
3月28日	・ 国の事故調査委員会が再発防止活動を評価
4月12日	・ 町と県が美浜発電所への立入調査を実施
4月18日	・ 原子力保全改革検証委員会が再発防止活動を評価
4月27日	・ 町と県が原子力事業本部への立入調査を実施
5月10日	・ 美浜発電所3号機運転再開に係る協議願いを受理
5月11日	・ 県原子力安全専門委員会が再発防止活動を評価
5月15日	・ 町議会原子力発電所特別委員会、町原子力環境 安全監視委員会で再発防止活動を評価
5月16日	・ 町議会全員協議会で再発防止活動を評価 ・ 3号機格納容器内で水漏れ事象発生
5月23日	・ 町議会全員協議会
5月26日	・ 運転再開を了承(町・県)
5月30日	・ 広瀬原子力安全・保安院長に厳正な検査の実施等を要請

防止対策へ反映させることを申し入れました。

町議会は、23日に全員協議会を開き、関西電力(株)の森本原子力事業本部長等を招致して説明を求めるとともに、その再発防止対策について確認がなされました。当然に厳しい意見が出されましたが、先の議会での運転再開協議に対する判断については、揺るぐものではないと結論付けられました。

このような議論や状況を踏まえまして、私として、運転再開了承の決断をするに至ったところです。再開了承にあたっては、関西

電力(株)に対して、今後とも安全最優先の取り組みを一層進めることはもちろん、営業運転再開までには十分な点検を行うこと、また、地域との共生面におきましても積極的な取り組みを進めるよう強く要請いたしました。

なお、国の原子力安全・保安院の広瀬院長に対して、二度とあのような事故が繰り返されないように、運転再開に向けて厳正な検査の実施や再発防止対策の継続的な監視や検証をするともに、3号機も12月には運転開始後30年を迎えることから、高経年化対策の強

化を図ることや原子力を含むエネルギー教育を進めること、また、町民の皆様も含めて分かりやすく説明するなどの説明責任を果たすことを要請いたしました。

町としましては、町民の皆様にも安全で安心いただける原子力発電所となるよう今後とも国に対して原子力発電所の監督、指導の強化を引き続き求めていきます。

皆様も、原子力行政について、ご意見がありましたらお寄せいただきますようお願い申し上げます。3号機運転再開了承にあたっての説明とさせていただきます。



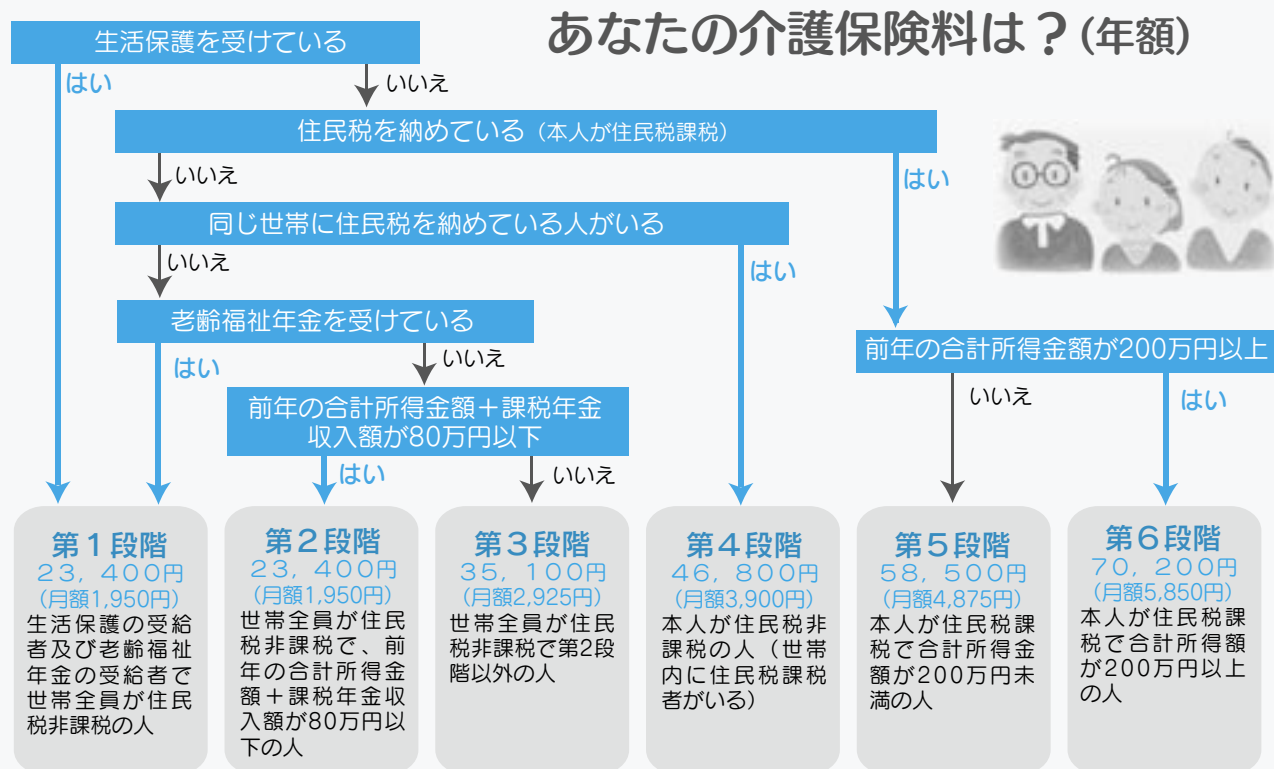
美浜発電所に設置された「安全の誓い」の碑

平成18年度介護保険料が決定しました

制度改正により介護保険料が見直されました

介護保険事業は、平成18～20年の3年間で必要なサービスを提供できる介護サービス費用を算出し、保険料を決定しています。

第1号被保険者(65歳以上の方)の保険料は、「本人の所得及び世帯の課税状況」に応じて所得段階が第1段階から第6段階に分けられます。詳しくは、7月中旬にお送りします介護保険料決定通知書でご確認ください。



※今回の保険料の見直しにより、所得段階が上がった方に対しては、保険料負担の急増を避けるために一定期間激変緩和措置を行う場合があります。詳しくは町福祉保険課までお問い合わせください。

保険料の納め方は、年金の受給額によって、特別徴収と普通徴収の2通りに分かります。

特別徴収

年金が年額18万円以上の方は年金から天引きになります

- 保険料の年額が、年金の支払い月(偶数月)に年6回に分けて天引きになります。
 - 特別徴収の対象者として把握されると、おおむね6か月後から保険料が天引きになります。
- ※今年度から、老齢年金のほかに遺族年金、障害年金も天引きの対象となりました。



普通徴収

年金が年額18万円未満の方は納付書で個別に納めます



- 町から保険料の年額を7月から翌年2月分の年8回に分けて納付書を送付します。
- 金融機関または町役場出納室にて、納付期限までに納付してください。また、保険料の納付方法には、便利で確実な口座振替もあります。ぜひご利用ください。

※お問い合わせ先 町福祉保険課(担当 山口・馬野) ☎32-6704